

公開・非公開の別	【開催日】平成30年6月1日（金） 【時間】16時00分～17時30分 【場所】岸和田市役所 第1委員会室			
<b>公開</b>				
【名称】平成30年度第2回岸和田市指定管理者審査委員会				
【出席者】○は出席、■は欠席				
中川	山本（宏）	相川	池内	山本（政）
○	○	○	○	○
《所管課》建設部水とみどり課、生涯学習部スポーツ振興課				
《事務局》企画調整部：藤浪部長 企画課：上東課長、蓮井担当長、羽室担当員、濱口担当員				
【議題等】				
1. 岸和田市中央公園、岸和田市都市公園・児童遊園等及び岸和田市総合体育館、岸和田市立体育館並びに岸和田市立運動広場等指定管理者の審査基準について				
1. 岸和田市中央公園、岸和田市都市公園・児童遊園等及び岸和田市総合体育館、岸和田市立体育館並びに岸和田市立運動広場等指定管理者の審査基準について				
事務局からの事前説明				
「自動販売機の設置」について				
本日配布の募集要項において、前回の審査委員会で報告した通り、指定管理者は自動販売機を設置することができないこと、電気代の支払い方法等の必要な事項について自動販売機設置業者と協議を行い、協定書を定めること等を記載した。				
「広告収入事業」について				
施設内における広告事業については、市が主体となって実施していくため、指定管理者が施設内に広告を掲載する場合においても、事前に市の許可が必要であることを明記した。また、今後ネーミングライツの導入についても検討しているところである。ネーミングライツとは、施設への命名権の事を指し、指定管理者は命名権者としての優先交渉権を得るが、指定管理者が優先交渉権を行使しない場合は、直接市が命名権者を募集することとなる。指定管理者は、看板の設置等についてご協力いただくことになるが、設置に係る費用については、命名権者が負担することになる。				
「中央公園の駐車場の運営」について				
当該施設の底地部分が大阪府からの無償の借地であることから、これまでは指定管理者制度から除外して運営をしてきたが、平成31年度からは指定管理者制度の導入施設の一部として、指定管理者に運営をしていただくことになる。				
なお、「自動販売機の設置」「広告収入事業」については、他の指定管理施設においても、原則同様の取扱とする予定である。				
前回からの変更点について、施設所管課より説明。				
【質疑・意見概要】				
委 員：人員配置表や人員配置及び人件費積算基準は公募の際に公表するのか。				

所管課：公表する予定である。

委員：そうであるならば、この表は必ずしもこの通りでないという記載はどこかにされているのか。

所管課：人員配置及び人件費積算基準の③に記載している。

委員：やむをえずという記載は、よほどのことがない限りこの体制でやってくれと受け取られてしまう。この通りにやってほしいのか、もしくは指定管理の民間のノウハウを活かしてこの通りでなくても提案してやってほしいというどちらになるのか。

所管課：後者である。

委員：「人員配置表」を「人員配置表（一例）」としてみてはどうか。

委員：「人員配置例」にしてみてもどうか。

所管課：承知した。

委員：自主事業と企画事業の考え方やダンス教室が増えたり、実施回数が倍になったりしているのでその点について補足説明願いたい。

所管課：企画事業については、市として必ずやっていただきたい事業を位置づけている。自主事業については、指定管理者の提案に基づいて、独自の事業を実施していただく。企画事業の回数については、推進計画がある中で以前ご意見もいただき、市としてこれぐらいはしてほしいという内容を予算の範囲内で設定し、それに加え、充実した事業展開を願いたいと思い回数を増やした。

委員：企画事業の回数が増えているが、それに基づいて職員の積算根拠も算定しているか。無理のない回数と判断しているということか。

所管課：企画事業については、指定管理料の積算の中で講師の謝礼として別で積算している。指定管理と別の部分で講師の方を用意していただきたいと考えている。

委員：講師料として赤字にならないように積算しているということか。

所管課：そうである。

委員：駐車場は基本的には無人対応を想定しているか。

所管課：有人対応でもよいが、基本的には無人対応を想定している。

委員：混雑が予想されるイベント時は交通整理員等の人員を要請するということか。

所管課：そうである。

委員：設備の保守点検や修繕の点について、市と指定管理者とのすみわけはどうなっているか。

所管課：駐車場の修繕費については、年間 100 万円を修繕費の経費として考えている。それ以上については市と指定管理者で協議になる。

委員：企画事業の中にダンス教室が増えたが、それ以外については自主事業として企画提案してほしいということか。

所管課：そうである。

委員：人員配置表の中には、運動広場等の記載がないのだが、(33) 担当職員という人が、運動広場等担当職員という常勤職員で 1 人いると考えたら良いか。

所管課：そうである。

委員：では、その人が中央体育館の管理人と春木体育館の管理人の統括、責任も担当しているという認識で良いか。

所管課：基本的に現在の指定管理の状態に加え、新しいスポーツ施設を統括するイメージとして職員の配置を考えている。

委員：運動広場等はすべて町会に業務委託をしているということで、担当職員がないという認識で良いか。

所管課：前回の委員会で町会の委託を考えていると説明したが、当日運動広場の受付は町会に管理していただくが、修繕や施設管理に関する部分については複数施設あるため随時回っていただくように考えている。

委員：中央公園の駐車場の管理に関しても業務委託するということか。

所管課：管理委託する予定である。

委員：中央公園管理業務仕様書の「7 その他、留意事項」の「(12) 駐車場業務に関する管理施設運営に関する事項」の「① 収支の区別化」にある 3,980 万円の積算根拠は何か。

所管課：平成 26、27、28 年度の過去 3 年間の平均収入である。市として想定しているのは 3,980 万円の売り上げを想定している。それを上回る収入分については指定管理者に委ねる。

委員：それは一般的なやり方なのか。

所管課：3 年間の平均というのは利用料金等もそのような積算のやり方をしているので、駐車場もそのやり方にあわせて積算した。一般的かと言われるとどうかわからない。

委員：指定管理者として、最低限そこはクリアしてほしいということか。

所管課：そうである。

委員：人員配置及び人件費積算基準の「2. 人件費積算基準」の「(1) 標準人件費」の想定年齢について、総括責任者の想定年齢を 50 歳以上とするのはどうか。若くても同等の仕事ができればいいのではないか。

所管課：積算する上で総括責任者として 50 歳以上の経験を持った課長級ぐらいの人員を想定している。しかし、配置表の例と同じで、そうでなければならないということではない。

委員：50 歳でも経験のない人もいれば、若くても 20 年以上経験のある人もいるので、記載を「実務経験」などに書き換えてみてはどうか。

所管課：承知した。

委員：自主事業の具体的な提案がきた時に、それが果たして実行されるかどうか、担保のような書き方はどこかに載っているか。

所管課：そのような記載はないが、自主事業を含めて提案をいただくことになるので、基本的にはある一定担保した状態として求めていると思っている。

委員：都市公園・児童遊園等の管理業務仕様書の「7 その他、留意事項」の「(8) 人権研修の実施」と「(9) 岸和田市男女共同参画推進計画の実施」の違いは何か。

所管課：誤って記載していたので削除する。

委員：削除した理由としては、人権研修の中に男女共同参画の視点が入っているため削除したという理解で良いか。

所管課：そうである。

委員：同じく「7 その他、留意事項」の「(3) 町会への管理委託」とあるが、現在もいくつかのところは町会にお願いして日常的に管理してもらっているため、指定管理者が変わ

ったとしても町会との日常の管理に関しては引き継いでくださいという意味か。

所管課：そうである。

委員：そうであるならば、町会、地域コミュニティ、地域団体という言葉は統一した方がいいのではないか。地域団体というのは町会も地域団体ではないか。コミュニティはそれとはまた別なのか。現実には岸和田市は地域コミュニティ政策として地域自治協議会を作るといようなことをやっているならば別で定義をしないとイケないが、そういったことはあるのか。

事務局：市民協議会というものは存在する。

所管課：「町会への管理委託」ということでわかりやすい表記をするため追記した。前仕様書の中では「町会への管理委託」ということを明記していなかったため、地域コミュニティという表現が残っている。指摘の通り、内容を見て統一するなどを検討する。

委員：指定管理者制度を使った、承認されている管理委託のようなものを適用する場合は、その当事者団体を明確に定義しておかないとイケない。町会とは何を指すのかを明確に表記する必要がある。

委員：共通仕様書の「4 業務の基本方針」の「(2) 事業の実施」の②に自主事業の定義は記載されているが、企画事業の定義が記載されていない。記載しておくべきではないか。また、「(3) 指定管理業務、自主事業等における経費の考え方について」の「経費の負担」の点で、「事業収入を充当」とあるが、企画事業収入を充当ということか。

所管課：そうである。記載を改める。

委員：また、「自主事業収入を充当（提案）」とあるが、提案とは誰が誰に提案することを指すのか。

所管課：基本的に企画事業については、企画事業収入において企画事業を行っていただく。指定管理者が自主事業で得た収入を企画事業の財源として充当していただけるような提案があればという意味で記載した。

委員：それは気の毒ではないか。赤字が出れば指定管理者はそうするので、敢えて記載する必要はないのではないかと。省いてもいいのではないかと。

所管課：削除する。

所管課：この文言を入れた理由としては、公の施設を使って指定管理者が収益をあげるということなので、その部分を収益だけに留まらず還元していただきたいという趣旨や施設の修繕にも充てていただきたいという考えもあった。

委員：同ページの「(2) 事業の実施」の②の「ただし～」の文章を削った方がいいのではないかと。

所管課：承知した。

委員：表には「(自主事業と区別し、「企画事業」という。）」と記載されているが、本文にもその文章を入れた方がいいのではないかと。

委員：修繕費の経費について、各施設の予算の範囲内までは使っているが、予算を超えた場合は市の対応になると聞かえるがその解釈で良いか。

所管課：公園を例に挙げると、50万円までの管理上必要な修繕については1,300万円の中でやっていただく。しかし、管理以外の設備の老朽化や大きな修繕に関しては市が負担する

という見解である。1,300 万円の範囲内で維持管理の修繕についてはやっていただきたいという意味で記載している。

委員：修繕費は指定管理料に含まれているという意味か。

所管課：そうである。

委員：指定管理料として使っていただいても結構だが、それを超えると市と協議になるという認識で良いか。50 万円未満のものについては指定管理料を使ってはいけないということか。

所管課：そうではない。50 万円未満のものについて 1,300 万円の中から支出していただきたい。日常的に使用していく中で修繕すべきものと管理する上で根本的に市として修繕していかないといけないものの違いとして、一旦 50 万円というところでひとつの線引きをしている。

委員：公園で言うと、例えば 1 件当たり 50 万円であれば 26 件分は修繕できるということか。

所管課：そうである。

委員：前回の委員会では年間の修繕等の費用がそれぐらいであるという回答であったと思うが違うか。

所管課：今まではだいたいそれぐらいが経費としてかかっていた。

委員：1,300 万円を超えた場合、次に修繕に必要な費用が 50 万円未満の場合の負担はどうなるのか。

所管課：1,300 万円を超えてしまった時点で市と協議になる。

委員：予算を超えてしまった場合は 50 万円以上、未満は関係ないということか。

所管課：そうである。

委員：これら修繕にかかる経費は、これまでの実績を基に積算した金額なのか。

所管課：そうである。

委員：例え話として、80 万円の修繕があったとする。しかし、そんなに大きくない修繕である。この場合は市と協議して 1,300 万円の範囲内で指定管理者が実施することもあるのか。

所管課：1,300 万円範囲内であれば実施してもらおうことも考えられる。しかし、通常の管理の中で出てくる修繕と経年に係わる修繕の線引きを一旦 50 万円にしているということである。

委員：あらかじめ 1,300 万円は指定管理料の中に積算していて、その中でやってくれということか。

所管課：1,300 万円は修繕していただきたい総額と考えていただきたい。その中で何でもかんでもしていただくのではなく、通常の管理で修繕すべきものとそうではないものの線引きが 50 万円である。協議の中で緊急性のあるものについては、80 万円でもやっていただく場合もある。結果的に修繕費が 1,300 万円を超えた場合は、市と協議して決めていく。

委員：指定管理者受任者負担という書き方が誤解を招く恐れがある。修繕費に関する指定管理料は別途積算しているという書き方へ訂正すべきではないか。

所管課：記述を改めたいと思う。

委員：例えば、中央公園で余った予算を別の施設へ流用は認めるのかなどのお話も出てくる。流用を認めるのであれば各予算の意味もなくなってくる気がする。

委員：一括運用であれば流用を認めるべきではないか。

委員：市と協議する場合においても、指定管理をする際の施設の状態を把握しておかないといけないのではないかな。

委員：指定管理者に任せるに当たっては、前もって調査をして専門的な鑑定をした上で管理させるのが本来である。

委員：責任等分担表の考え方も係わってくるのでその点も整理願いたい。

委員：責任等分担表に記載の「50万円未満は指定管理者が負担する」というような書き方はやめた方がいいのではないかな。

所管課：表現を改めたいと思う。

委員：運動広場等管理業務仕様書の「4 業務内容等」の「(1) 運動広場等の利用に関する業務」の「①ア※平成31年度の使用予約(利用調整)は、現指定管理者～」とあるが、今回から一括管理になったため、「現指定管理者」という記載はおかしいのではないかな。

所管課：「教育委員会」に改める。

委員：募集要項の「8. 選定及び指定」の「6) 留意事項」の②に基準点を記載しているが、審査基準の点数の合計のことを指しているのか。

所管課：そうである。

委員：どれとどれを足せばそうなるのかわからないので教えていただきたい。

所管課：「審査の視点」の「(中央公園施設)」や「(スポーツ施設)」などをそれぞれ足せばその合計になる。

委員：点数の間違いがいいかの確認を願いたい。

所管課：承知した。

委員：募集要項の「2. 管理基準」の「4) 利用料金制度の導入」の全額免除の対象に「地域コミュニティ主催」が入っているが大丈夫か。地域コミュニティに属する団体という意味か。自治会、町内会、PTAなど全部地域コミュニティ団体ではないか。全部「全額免除になる」と思われないか。果てしなく全額免除の対象が増えていくのではないかと心配である。また、「3. 業務の範囲」の「7) 指定管理者として遵守すべき事項」に「現行の地域コミュニティ～」とあるが、「現行の地域コミュニティ」ということは、地域コミュニティに立脚する諸団体を意味するのか。または、地域コミュニティとして定義される、岸和田市の住民自治協議会のような組織があるのかと読み取れる。書き方を丁寧にした方がいいのではないかな。最後に、「協働」という言葉を使っている限りは、パートナーとして運営における意見をお互いに交換する機会やリスク分担しながら事業を行っているかなどが問われてくる。そのため、「コミュニティ」という言葉を使うにあたってはもう少し整理をした方がいいのではないかと考える。

委員：以上、指摘があった部分を企画課と協議の上整理すること。

以上